

平成26年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月9日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成26年6月12日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成26年6月12日午後0時4分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	中 山 敏 夫 君	○	10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	3 番	脇 山 奉 文 君		2 番	山 口 定 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成26年第2回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年6月12日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成26年第2回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
9番 中山敏夫君	1. 電源立地に係る財源と利用計画について	町 長
	2. 小中一貫校建設について	町長・教育長
	3. 高齢者対策について	町 長
	4. 西九州自動車道アクセス道路について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 福井地方裁判所での判決について	町 長
	2. 肥前斎場の今後の運営について	町 長
	3. 医療、介護問題について	町 長
	4. 町内農道整備について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。9番中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

ただいま許可をいただきましたので、質問の提出に従い、一般質問を行いたいと思います。

本日の新聞報道におかれましては、私もびっくりしているわけですが、報道機関にもルー尔的なものは守っていただきたいと思っておりました。私も選挙の出馬に当たっては、議会の年長の一人として、議長に初め連絡をとった中で出馬表明をしたいという意向は伝えていたわけですが、きょうの報道は本当に残念でなりません。

私も今回の町長選挙には、先輩有志の推挙をいただき、また前寺田町長の御支持をいただき、出馬する意向になりました。

それでは、一般質問のほうに入りたいと思います。

今回は、1番目に電源立地地域に係る財源と利用計画について、2番目に小中一貫校建設について、3番目に高齢者対策について、4番目に西九州自動車道アクセス道路について。

初めに、電源立地地域に係る財源と利用計画について質問をします。

現在、我が国の経済状況は、4月、消費税増税の落ち込みから徐々に持ち直していくと言われていますが、TPP問題はまだ決着はついていません。玄海町にとって、肥育農家や養豚農家を初め、玄海町の農業に大きな影響を与られます。玄海町の基幹産業である農業の基盤確立に努めるべきだと思っております。玄海町の産業育成と町民の民意が反映される町づくりが急務だと思っております。

現在まで大きな施設が建設されました。維持管理を含め、今年度までに概算で計算した場合、九州大学薬草園が約16億円、次世代エネルギーパーク「あすぴあ」は約17億円、費用対効果ではなかなか出ないまま、多くの財源が投入されております。西九州自動車道アクセス道路計画では、約28億円という計画をなされておりますが、完成は今から10年かかります。小中一貫校を建設中、これも約48億円の計画ですが、有徳小学校、値賀小学校、値賀中学校の育友会の反対のまま、来年3月完成になります。北部の区長さんたちも高台への建設を要望していましたが、町民の意見が尊重されない状況での建設になっていると思っております。

九州大学薬草園、次世代エネルギーパーク「あすぴあ」、西九州自動車道アクセス道路、小中一貫校の建設、維持管理等を単純に計算すれば、約109億円以上の金額になります。ふるさと納税では、平成25年度は約285,000千円が入りました。町内の特産品が約55,000千円全国に発送され、玄海町のアピールと産業育成になっています。しかし、平成26年度予算で、町職員の給与も444,000千円が町外に出ているのも現実です。これも年々ふえていることも大きな問題ではないでしょうか。

玄海町の人口は、ことし3月まで6,202人、4年前は6,567人、4年間で365人減少をしております。後継者不足と高齢化になってきている現状です。若者が住みよい町づくりを計画し、所得の向上を図り、定住政策をするときだと思われれます。西九州自動車道のアクセス道路として計画している道路は、中央線がある道路の改良工事で、完成後に県に譲渡する計画ですが、町で28億円もの財源を投入し、県にやるのもおかしいと思っております。町内の中央線のない町道や農道も老朽化しているところも多くあります。地域や利用者に応じた町道、農道の環境をつくるほうが今の玄海町に必要ではないでしょうか。

平成7年度から続いていた不交付団体も数年で不交付団体から交付団体へとなるような試算がされております。町民の意見を尊重しながら、今ある財源を町民に対して有効活用することが将来の玄海町の未来をつくることではないでしょうか。町民の意思と意見を尊重し、町民と一緒に町づくりをしていくべきだと思っております。

そのような思いから、質問に入りたいと思います。

電源立地地域対策交付金についてですが、この点についてどのような内容なのか、また財源の内容と利用計画について町長にお伺いをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、中山敏夫議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、電源立地地域対策交付金についての御質問に対して、御答弁を申し上げたいと思います。

まず、概要についてでございますけれども、この制度は発電用施設の周辺における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として、発電用施設の立地地域とその周辺地域の自治体へ交付されるものでございます。

本町へのこれまでの交付額は、平成25年度までに約33,260,000千円となっておりますのでございます。

この交付金の中で、本町が現在、国から毎年、直接交付されております電源立地地域対策交付金について申し上げたいと思いますが、この交付金の過去5年間の交付額は、平成21年度から平成25年度までに約7,076,000千円が交付されております。主な充当事業といたしま

しては、薬用植物栽培開発研究事業、次世代エネルギーパーク整備事業、町道や防犯灯整備事業、防火水槽、消防自動車整備事業、学校整備事業及び保育園改修事業等、ハード面での施設整備を行ったほか、基金造成として、玄海町特定環境保全公共下水道事業、社会教育施設維持運営事業、学校生活サポート事業及び玄海町立小・中学校整備事業への基金造成を行ったところでございます。

また、地域住民の福祉の向上を図るため、保育園や児童館の運営事業、健康支援事業、養護老人ホーム入所措置事業、行政放送、地デジ運営や広域消防維持運営事業、水道施設管理事業、小学校通学バス運行事業及び子供たちへの学習応援事業等、ソフト事業への財源としても活用してまいったところでございます。

これからも住民の方々が必要とする公共施設の整備や地域住民の福祉の向上のためのソフト事業等に電源立地地域対策交付金を有効に活用し、事業を行っていく所存でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

ハードとソフトと4年間で70億円近くが来ておるということで御答弁をいただきました。

そういう中で、町長が先ほどお話しされた九州大学と次世代エネルギーパーク等の充当をハード面でお話をされたわけですが、今後のハード事業としては、この電源立地地域対策交付金については、年間約16億円以上が来ているわけですが、今後の計画としてはどのような計画があるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

答弁の中で申し上げたかもしれませんが、本年の予算にも出させていただきました。例えば、玄海町防災行政無線の整備事業ですとか、それから先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町道の整備事業、それから当然のごとく、小・中学校の整備事業、これは今後も学校の整備としては教育環境を整備するという点でまだ仕事として出てまいるだろうというふうに想定をしておりますので、そういったものについては電源立地地域対策交付金を充てていきたいというふうに思っております。

ソフト事業に関しては、実はたくさんございます。そういう意味では、先ほども御答弁を

申し上げましたけれども、いろんな形で福祉の向上につながるような対策事業になっていくように、今後、さらなる具体化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

この電源立地地域対策交付金が大きなウエートを占めていると思っています。町長が言われる無線、または町道整備計画、小中一貫校、今後は、総合計画は来年度からになると思いますが、やはり町長の新しい事業については、その総合計画や町長の重要施策の中で検討されていくものなのでしょうか。町長の何らかの新しい事業か何かは考えてあるわけでしょうか。その点について、この財源の利用計画ということで、どういうお考えかをまたお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員からおっしゃっていただいたように、当然、マスタープランの更新がございます。これから長期計画を組んでいく上で、先ほどから議員がおっしゃっておられたように、町民の意見も吸収しながら、どういう形でこの計画を組んでいっていいのかをさらに具体化をしていくということで今の時点では考えておりますが、ここでは、私個人が考えている、こういったものを将来やりたいといったものをこの場では答弁は控えさせていただきたいというふうには思っております。計画の中でしっかりと審議委員の皆さん、それから町民の皆さん、そしてきょうここにいらっしゃる議会の皆さん方とも御相談を申し上げながら、しっかりとした計画を組ませていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

それが本当かなと思っていたんですが、先日、町長が玄海町の野球の開会時に野球のグラウンドをつくると、そういうことを13チームの前でお話をされたということで、すぐ私のほうにも電話がありました。その野球場の建設については、その総合計画や町長の計画の中に

あるわけでしょうか。その13チームの人たちは、野球場をすぐつくってくれるというような計画だったですよというお電話をいただいたわけですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員はすぐという表現をされましたが、すぐという言葉は使ってはおりませんけれども、現在の野球場の整備不足の面、それから、1つには、やはり例えば、大きな大会が開けるような、試合ができるような、現在の野球場の状況にはないということで、そういった部分については今後整備をしていきたいし、もしくは、あの場所でそれができなければ、どこか別の部分で野球場という形で製作をすることは将来、考えていきたいというふうに私としては考えておりますけれども、これも先ほど答弁を申し上げましたように、町民の皆さんの御意見、それから議会の皆様方の御意見を拝聴しながら、しっかりとした形で具現化していきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

そういった話が今の野球場を青翔高校にやって、新しく野球場をつくるという言葉だけが私たちの耳にもやっぱり入って、今、そういう町の計画があるんでしょうかというふうに聞かれるわけですね。それについては、やっぱり財源も伴うし、どういった財源を投入するのかということでお伺いしているんです。そういったところをよく——総合計画や審議委員会をされてやるものなのか、町長の本当のマニフェスト、そういったところでやるものか、よくそういったところを話をしていただかないと、それだけの事業だけが大きく、太くなって、町民の方々になっていくと。私は、やらなくてもいいとか、やってもいいとか、そういった考えじゃないんです。ただ、計画をするには、そういった町長の審議会や総合計画や、そういったことを踏まえて、やっぱり事業をするべきじゃないかなというふうに思っているんです。

ぜひその点については、また再度お伺いして、御回答もいただきたいと思いますが、次に、県の電源立地地域対策補助金の財源とこの利用計画については、現在までと今後はどのよう

に考えてあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県電源立地地域対策補助金について、この質問に対しまして答弁を申し上げたいと思います。

佐賀県電源立地地域対策補助金、これは別称電力移出県等交付金ということになっておりますけれども、これにつきましては、県内の総発電量から消費電力量を減じた発電実績によって、佐賀県を經由して、補助金として予算の範囲内で交付されているものでございます。過去5年間の交付金額の合計は、約1,030,000千円でございます。

この補助金につきましては、全額を町内に保育所の運営に係る人件費に充当をいたしております。これによって、保育所の健全な運営を行って、日中、就労している保護者にかわって乳幼児を保育し、家庭教育の補完や子供の心身の健全な発展を図っているところでございます。

この佐賀県電源立地地域対策補助金につきましても、今後、地域住民の福祉の向上や地域の活性化につながるように活用していきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

はい、わかりました。今後もこの財源については約2億円近くが来ているわけですが、今のような計画の中で、今後も利用計画については保育園のほうに充当をしていくというお考えなんですかね。それもまた、次の答弁のときに御回答いただければと思います。

次に、3番目に核燃料サイクル補助金について、この財源と利用計画についてお伺いをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、おっしゃっていただいたように、県の補助金については保育園のやはり人件費が相当の金額がかかってございますので、それに充てていく計画で順次進めていきたいと考えてい

るところでございます。

それから、核燃料サイクル補助金についての御質問もございましたので、御答弁を申し上げたいと思います。

核燃料サイクル補助金につきましては、核燃料サイクル交付金交付規則に基づいて、佐賀県が計画した地域振興計画を経済産業省の外部審査委員会の審査を受けて、事業認定を受けた事業に交付されるものでございまして、本町へは総額30億円が県から補助金として交付されるものでございます。

地域振興計画によって認定を受けた事業は、議員も御存じだと思いますけれども、薬用植物の栽培研究事業、それから次世代エネルギーパーク整備事業、そして3つ目に西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業の3事業でございます。

財源充当の内訳としましては、平成23年5月22日に開所した薬用植物栽培研究所へ525,000千円、平成25年7月20日にオープンした次世代エネルギーパーク整備事業へ950,000千円を財源充当いたしております。

西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業につきましては、平成24年度に399,000千円、平成25年度に280,000千円を財源充当しておるところでございます。また、今年度は245,000千円を直接充当し、今回、補正予算で計上させていただいておりますが、601,000千円を基金として積み立てる予定でございます。これによりまして、西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業への財源充当は1,525,000千円となるものでございます。

なお、この核燃料サイクル補助金の本町への交付予定額30億円は、今年度で全て交付を受けるものでございます。最終年度ということでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

今年度で30億円が全額入るということですね。

町長が言われた薬草、次世代、またアクセス道路について30億円の核燃料サイクル交付金が充当されるわけですが、町費もそれなりに多くの、2,540,000千円も投資をするという事業なんですね。わかりました。

次に、4番目に提案をしております広報調査等交付金について、財源の内訳と財源の利用

計画、それをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

広報調査等交付金についての御質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

広報調査等交付金につきましては、佐賀県広報調査等交付金交付要綱により、原子力発電施設の周辺地域住民に対する原子力発電に関する知識の普及や生活に及ぼす影響に関する調査費等に交付されているものでございます。

本町へのこれまでの交付額といたしましては、昭和55年度交付開始から平成25年度までに約664,000千円となっております。本年度の交付予定額は17,247千円を見込んでいます。

事業内容としましては、町民の皆さんに原子力発電の役割や仕組みといった原子力発電にかかわる正しい知識の普及を目的とし、中学生や一般住民を対象に、原子力関連施設等見学会を実施いたしております。

このほか、広報事業として、原子力発電に関するイラスト入りのカレンダーを作成し、全世帯に配布をいたしております。

さらに、本年度は低年齢層を対象として、原子力及びその他のエネルギーについて正しい知識を持ってもらうために、原子力広報用絵本の制作を予定いたしております。次世代を担う子供たちに原子力とその他のエネルギーに関心を持ってもらい、エネルギーについて基本的な知識の普及を図りたいと考えておるところでございます。

今後も、この交付金を活用して、幅広く原子力の広報や見学会等を行って、町民の皆さんに原子力発電に対する知識の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

わかりました。

次に、今後もこの交付金については例年どおり来るような計画があるのでしょうか。

それを御回答いただいて、次に入りたいと思いますが、核燃料税交付金について、この財源と利用計画についてはどのようになっているのかも伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

広報調査等交付金については、私個人的な正直な気持ちで申し上げますと、もう少しふやしていただいてもいいのかなというふうには思っておりますけれども、現在はこの流れで推移をしていくだろうという想定をいたしております。

それから、核燃料税交付金についての御質問にお答えをしたいと思います。

核燃料税交付金につきましては、佐賀県核燃料税交付金交付要領によって、玄海原子力発電所の立地に伴う地域住民の生活の安定を図るため、佐賀県から交付されるものでございます。

ここで、佐賀県核燃料税の条例につきまして、少し説明させていただきたいと思っております。

佐賀県核燃料税の条例は、原子炉に装填する核燃料の価格に課税され、5年ごとに条例が見直されることになっており、条例制定の昭和54年当初の税率は、取得価格の5%でございました。本町が交付金を受けることになった平成21年度の税率は、取得価格の13%となっております。その税込のうち、平成21年度から平成22年度までに合計3億円の交付を受けました。

議員御存じのように、平成23年度からは全原子炉が運転を停止しており、佐賀県に税金がなかったために交付されておられません。平成26年度で施行された条例では、課税の方式として、核燃料の価格に課税する方式に加えて、原子炉の熱出力に応じて課税する出力割が追加をされて、税率は17%ということになっております。

このことによって、原子炉運転停止中であっても、本町には交付限度額150,000千円の2分の1であります75,000千円が交付されることになっております。

この交付金の使途といたしましては、主に産業振興対策事業に充当しております。これまでに高生産性養殖施設整備事業、餌料培養礁設置事業及び漁船避難プレジャーボート係留施設整備事業を行っております。

本年度につきましては、仮屋地区の大型養殖いかだ設置事業に55,000千円、今回、補正予算に計上させていただいております施設園芸省エネ設備リース導入支援事業に20,000千円を充当する予定でございます。

今後も、この交付金を財源に、産業振興や環境保全等の事業を行って、地域の振興や住民

生活の安定を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

町長が言われるように、平成26年度から税率が上がりました。そんな中で、今までは市町交付金の対象地域が玄海町と唐津市でした。今回、平成26年度から玄海町、唐津市、伊万里市となりました。この経緯については、町長は県のほうからお伺いとか聞いておられるわけでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員に御指摘をいただいたとおりに、今現在は、26年度から伊万里市がその対象地域というふうになったと聞いておりますけれども、玄海町にそういった報告があったということはございません。もちろん、これは核燃料税の集約は県でやっていただいております部分もございますし、その分については今後も県に対してはしっかりと私ども、唐津市には事前の報告をしてほしいということを申し続けていきたくて考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

そこですね、市町交付金の対象ということで書いてあるわけですよね。そうなれば、核燃料税として県に入る中で、今回の5年間で約187億円の金額が県のほうに入るわけですが、しかし、この核燃料税、原子力が稼働しているような状況の中で入っている税の名目が唐津市や伊万里市あたりに使われるときが判明はしておりません。やはりこういったところを、核燃料税として入った中の配分での地域の振興をしているというようなところをぜひ立地の市町村にもわかっていただけるように、そういった財源の用途を県のほうにも要請をして配分をしていただきたいと、そういったところを町長にはお願いができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員に御指摘をいただいたとおり、中身についてはしっかりとやはり立地自治体には相談をした上で、そういう配分がなされることを我々は一番いいことだというふうに思いますし、私どもも一生懸命それまで、そういう意味でいろんな苦勞をしてきたわけですから、それについては県に要請をしていきたいと、私自身も考えております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

私も、伊万里市が今度、入りました。交渉の手玉みたいなことをされた中で、今回、伊万里市も入ったのかなと、自分なりにそういったことを考えておりました。そうなれば、やはり核燃料税として、そういった187億円もの財源がどういった形で使われるかなということが考えられます。市町交付金の対象ということで玄海町、唐津市、伊万里市と書いてあるものですから、ぜひそういったところを、原発のある中での核燃料税が入って、こういうふうなことができるんですよといったところも、私は地元の立地町長として、やはりそういったところを主張していただきたいと、そういうふうに思います。

次に、この交付金が大きな玄海町の財源の主役を握っていると思っております。そういった中で、町長は3月の一般質問の私の答弁の中で、普通交付税の交付団体となることが見込まれることから、行政サービスの低下を招かないよう工夫しながら、さらなる行財政の見直しをしなければならないというふうに考えるところでございますと、そうした中で、法定外の導入を検討中ですというお話がありました。このさらなる行財政の見直しというのは、不交付団体から交付団体になることに対して、町長はどのように考えておられて答弁をされたのか、3月の答弁に対してお伺いをしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

行財政の見直しということで御質疑を受けましたので、お答えをしたいと思います。

先ほどまでの答弁で申し上げましたとおりに、これまで電源立地地域対策交付金によって、さまざまな事業を行ってきたところございまして、本町の地域振興や住民生活の向上のために欠かせない財源となっております。

しかしながら、本町の財源の根幹は税収でございます。中でも、税収に占める固定資産税の割合は、平成24年度の決算で申し上げますと、90.1%と、大部分を占めている状況でございます。さらに、この固定資産税の大部分は、大規模償却資産によるものでありますので、年々税収は減少をいたしておるところです。

本町は、平成7年度から普通交付税の不交付団体でありましたけれども、ここ数年のうちに交付団体になるのではないかと試算をしているということでございます。

このように、年々厳しくなっていく財政事業の中で、平成27年度には第五次総合計画を策定する予定でございます。本年度は、平成18年度からスタートをいたしました第四次総合計画の現状把握や分析調査、また住民アンケートを実施し、検証を行ってまいり所存でございます。

このことを踏まえて、第五次総合計画の策定に当たりましては、住民が求める住みやすい町になるように、また子供たちに対する環境の整備や地域住民への福祉の向上のため、これまで以上に本町の将来を見据えた行財政の改革をしっかりとやっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、しっかりとした財政計画、さらなる見直しを含めて、やりたいということを表明したつもりでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

町長が財政計画、第四次総合計画を策定する中で計画をされる、それは大きな事業も入るでしょう。しかし、町長が昨年民間委託、シダックスさんとか、いろいろなところに、指定管理者に委託をされました。そういった経過の中で、私はこの行財政改革が本当に身になっているのかどうかとお伺いしたいわけですが、今の臨時職員を委託した中で、結果的に効率化になっているわけでしょうか。ただ単に、お金が1割近く余計要るだけの改革になっているんじゃないかなと、私は思っているんですが、町長としては、今の改革についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

行政事務支援という形で、今、議員に御指摘をいただいたような体制に少し変えさせていただいたことについては、昨年度も議会のほうでも御説明をさせていただきましたし、5年間というベースで物事を考えていった上では、最終的には、これは予算委員会の中でも説明を申し上げたと思いますけれども、今は1割ぐらい、今年度は少し予算が多くかかったかもしれませんが、これからその分を取り戻した上で、取り返しをしていくという、どう言ったらいいですかね、節減計画になってございますので、そのとおりになるように、我々としてはしっかりとそのことを守りながら、この行財政改革を進めていきたい。もちろん、行政改革というのはこれだけではございません。それ以外についてもいろんな場所で、いろんな部署で行財政改革をやっていかなければいけないと考えておりますので、それはその都度、その都度で出てまいりました案件については議会のほうでも御説明を申し上げ、皆さん方の御同意を得て、事業をさせていただきたいというふうに思っております。

現時点で、ただシダックスさんに入っていることで障害がふえたというようなことはございませんし、作業としては一定の何というんですか、スムーズ化が進んでいるというふうに判断をしているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

町長がそう言われるならそうなっているんでしょう、疑問もありますが。ただ、昨年1年間、役場のロビーを貸しているわけですよね。ことしもまた、そのまま利用をされているというのは、やはり町として町民の方々がロビーで会ったときに何かを話そうかなというときに、誰か違う人がおらすなど、そういう話もあるんですよね。町民の方々が役場に来たときに町民同士が会ったときの憩いの場じゃないのかなと、非常にあそこにおられるがゆえに、自分たちはちょっと帰らざるを得ないと、そういう話もあるわけですよね。行政支援のほうでは成果が出ているかもしれません。しかし、あくまでも民間であれば、やはり民間のところを利用して、今の町のロビーは町民の憩いの一つの場として提供ができるような手だてが本当じゃないかなと思います。その点について町民からも私は相談を受けていますので、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今おっしゃっていただいたように、確かにロビーをああいう形で埋めるというのは、私どもの本意でもございませんし、シダックスさん自身も一生懸命、事務所になる場所を探しておられることは事実でございます。先般、御報告に来ていただいた折には、新しい事務所がやっと見つかりましたという話を聞いておりますので、そう長い期間、あの場所に、うちのロビーにおるといような状況にはならないというふうには考えておりますけれども、それ以降も、彼らがのいた後も、あのロビーの使い方については、今、御指摘をいただいたように、町民の皆さんがしっかりと、役場には遊びに行きよかもんねとか、役場にはおりやすかもんねとっていただけるような、何というんですか、そういう形のロビーに少しずつ変えさせていただきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

その業者さんをどうこう言っているんじゃないです。町民のやはりそういった話が聞かれました。今、ちょくちょくしている中で、そういったところが町民の憩いの場で、話の場となつて得ることが本当じゃないかなと思ひながら、こういうふう聞いております。ぜひそういった形の中で、できることを町長にも要望しておきます。

次に移りたいと思います。

小中一貫校建設についてですが、平成27年4月開校に向けて建設中ですが、4月26日の新聞報道では「文部科学省は南海トラフ巨大地震などに備え、沿岸部に立地し、津波が発生した場合に避難場所がない学校の高台移転や高層化を地方自治体に促す方針を決めました」とありました。日本各地区では異常気象が発生し、ゲリラ豪雨等の被害が頻繁に発生しております。4メートル以上、学校は上がっていますが、町民が避難場所として車で行けるのか、大きな問題になるのではないかと憂慮しております。

本題に入りたいと思います。

小中一貫校に係る総事業費とその財源について、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

中山敏夫議員さんから小中一貫校建設にかかりまして、総事業費、財源内訳についての御質問をいただきました。

総事業費と財源内訳につきましては、昨年の平成25年3月11日、池田議員さんの一般質問でお答えした内容と重複いたしますけれども、どうぞ御容赦いただきたいと思っております。

小中一貫校の建設にかかります事業費は、平成25年度から平成27年度までの3年間の継続費ということで、議会の皆様方からは4,866,000千円の予算を25年の3月の議会で議決をいただいているところでございます。この4,866,000千円の内訳といたしましては、平成25年度、それから平成26年度、この2カ年間に建設をいたします校舎、体育館建設にかかります事業費といたしまして4,245,000千円、建設が終わりましたならば、既存の有浦中学校を解体いたしますので、平成27年度のその解体事業の事業費といたしまして129,000千円、解体が終わりましたならば、その跡にプールとグラウンドの整備を行いますので、その関係事業費といたしまして492,000千円ということで計画をさせていただいているところでございます。

次に、財源でございますけれども、財源につきましては、教育委員会はお金がございませんので、町長部局との調整をさせていただいております。電源立地地域対策交付金が3,681,000千円、そして文部科学省に補助金を申請しようと思っておりますけれども、文部科学省の交付金といたしまして23,000千円、残り1,162,000千円が一般財源ということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

一般財源が多くなっていないかなと一瞬思ったんですが、池田議員の一般質問のときにそういった答弁をされてあるということですが、当初、電源立地地域対策交付金を多く使うような感覚を私は持っていたんですが、当初からこの一般財源を1,163,000千円、また文科省が今、教育長は23,000千円と言われましたよね。その23,000千円というのは、私も東通村の小中一貫校を見に行ったときに、体育館でも50%、原発立地のところで55%の補助があるというような話を聞いてきたんですが、この財源の電源立地地域交付金と一般財源と文科省のこの23,000千円は——初めに電源立地地域対策交付金と一般財源は当初の計画のままなんですか。それと、文科省の23,000千円というのは、どこに当たる文科省からの補助をいた

だいているわけなんですか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

先ほど25年3月の池田議員さんの一般質問に対しまして、答弁いたしましたと申し上げました。財源もそのときにお答えを当然しているわけがございますけれども、そのときにお答えいたしました財源といたしましては、電源立地地域対策交付金基金として、およそ37億円程度という御答弁をさせていただいているところでございます。

それから、そのときも補助金といたしまして、約20,000千円という答弁をさせていただいております。

その補助金はどこなのかという御質問でございました。これから申請をしていくわけがございますけれども、平成27年度に行います学校のプール、それから屋外運動場の照明施設、それに対する補助金を申請するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

文科省は、ある程度の施設に対しては50%近くは来ると、私は視察、研修に行ったときには聞いていたんですが、プールや体育館や、そういったところには、この文科省の補助的なものは23,000千円ですか——どこに充てて、今、申請をされると言われるんですけども、プールやグラウンドや、いろいろありますよね。そういったところには文科省の補助というのは充てられなかったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

先ほど御質問いただきました、プールと、それから屋外の照明施設、グラウンドの照明施設でございますけれども、その事業に対しまして、文科省に補助金申請をするということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

私が文科省に交渉に行きました。当初は、今おっしゃっていただいたように、プール、グラウンドについてはもっと助成金というか、補助金が出るはずだというふうに想定をしておりましたので、そのことを履行してほしいというようなお願いに文科省に上がりましたけれども、文科省からは、自分たちの基準の中では、規模と、それから現実の補助金の基準の中にうちは少し外れると。もちろん、規模の小ささもございました。たしか今、中山議員が一番お思いになったのは、東通小学校、中学校を見られたと思いますが、これは小学校も中学校も分けてつくっておりますから、東通の場合は。ですから、規模が非常に大きくなっております。そういったことで一定の補助が出されたというふうに考えておりますし、うちの場合は、そういう意味では、この基準対象に入らないということを経済省から強く言われたところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

はい、わかりました。

以前、委員会のほうでも体育館はどうかということ、東通村は体育館に文科省の55%の助成をもらっていたものですから。教育長さんに今お伺いしているのは、補助率が50%近く来ている中で、何で20,000千円かなということ、今、町長の答弁をいただいてわかりました。規格に合わない中での計画だから、こういうふうになったということですね。

それでは、2番目にお伺いをしたいわけですが、今回、6月3日の学校調査特別委員会の中で変更が指摘をされました。

まずは、変更の内容について教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校の建設にかかりまして、これまでその建設の中身についての御説明を玄海町の

議会の教育環境調査特別委員会で折々、説明をさせていただいたところでございます。

この建設内容についての変更につきましても、昨年、25年11月の教育環境調査特別委員会において説明をしたところでございます。その中身につきましては、渡り廊下の経路の見直し、それから内装仕上げ等の見直し、そしてデザイン工事についての施工反映、そういうことができないかということで、昨年、25年11月の調査特別委員会において説明をさせていただきました。

せんだっての5月14日、それから6月3日の教育環境調査特別委員会でお話をいたしましたとおり、渡り廊下の経路変更につきましては工事費が大幅に増加したこと、それから内装や仕上げ等の見直しを図るつもりでございましたけれども、大きなコスト低減効果が得られなかったこと、それからデザインの施工につきましても、渡り廊下の経路変更やコスト低減の見直しが十分にできなかったことから、そのデザイン工事につきましても見直しが必要になったことということで御説明をさせていただきました。

これらの変更につきましては、昨年11月の特別委員会でお話をし、議会の皆様におおむねの御理解をいただいておりますが、実現が難しくなったことにつきましては、特別委員会でも申し上げましたけれども、大変申しわけなく思っております。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

変更はそういった形になりました。また、6月3日のその調査特別委員会の中でも、現地も視察をしたわけですが、やはり町民の方々にはいろいろと図面等も配布をされているわけですね。私も町長にお伺いしたんですが、やはり渡り廊下についても数千万円かかると。また、意匠、デザインについても、合計では150,000千円近くかかると。しかし、私はやはりこの学校の新しい核となるような、やはりステンドグラスとか、やっぱりそういったところはとるべきじゃないかなと私は思っているんですよ。部材の高騰には、以前に発注をした中でできているということは私はいいと思っておりますが、そういう中で、やはりこの財源をもう投入しなくてはなりません。そうすると、渡り廊下を変更しない、当初の計画にするものと、それと意匠、デザインを今後入れてするものなのか、教育長と町長にお伺いをしない

といけません、教育長としてはどういうふうなお考えなのか、また町長としてはどういうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

計画変更の中身につきましては、特別委員会でもさまざまな御意見、御議論をいただきまして、ありがとうございました。その折にも申し上げておりましたとおり、渡り廊下につきましては、最初の計画、現設計に戻して施工をしていただきたいと思います。私は考えております。

それから、内装、仕上げにつきましては、今、設計をしております内容で、これも現設計のとおりしていただきたいと思います。と考えております。

デザインにつきましては、これも特別委員会で申し上げましたけれども、思うとおりのコスト低減の効果が生み出されませんでした。そこで、これは町長さんとも御相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、少なくとも、1階のピロティー部分の柱の石張りのデザインにつきましては、私としては何らかの方法で、もしくは幾らかでも施工できないかということで、町長さんとはお話をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、議員さんに大変気に入っていただいております内装のステンドグラスにつきましても、それにつきましては、これも特別委員会で申し上げたかも知れませんが、同じような効果が生まれるような形で、施工方法はいろいろあるかと思っておりますけれども、ステンドグラスと同じような質感が出せるかどうか分かりませんが、何らかの方法でそういうモニュメントとなり得るような、そういう効果が生み出せるようなことができないかということで、これも検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私のほうからは、渡り廊下については、今、教育長が答弁しましたとおりに、もう変更せずに、最初の設計のとおりに進めていくことで一定の了解をせざるを得ないというふうを考えております。それは非常にやはり経費がかかり過ぎるという問題が大きいのしかかってお

ることが最大の理由でございます。

それから、先ほどから内装の話もしていただいているんですが、内装のやはり柱の石張りについては、私も当然予算内でできるような努力を前提にやっていただきたいなというふうに考えております。

それから、今、ステンドグラスのことについては、直接、教育長さんは、ひょっとしたら、ステンドグラスではなくて、それにかわるものというような答弁をしていただきましたけれども、私もそういった意味での意匠については、ぜひ予算の範囲内でやっていただけるように、これ以上——48億円で皆さんに御報告を申し上げておりますので、その範囲でおさまれば、十分な作業になるのではないかな、そういう何というか、デザインを考えていただければありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

町長と教育長と話し合うと思いますが、町長が言われるように、4,866,000千円の当初の計画の中で教育長、あなたの試算では今の事業はできるということでしょうかね、それをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、議会の皆様から、ひいては町民の皆様方から御承認をいただいている予算、その予算は必ず守らないといけませんので、それが行政マンの務めでございます。その中で、効果のある、皆さんに喜んでもらえるような、そういう建物をつくらないといけないと思っております。そういう覚悟で事に当たらせていただきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

わかりました。工事がおくれているというところなんですが、工事、開校、成工には計画

どおりにいくんでしょかね。その辺はもう次の答弁でお答えしていただきたいと思います。

次に、質問をしておりました開校をした場合に維持管理は大体どのくらいかかるのかですね。これはやはり小中一貫と大きな学校なんですけど、給食センターやいろいろ入っていますが、ある程度の概算的なものは持っておかないといけないと思いますが、その点の試算についてお伺いもしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

まず、現在の工事の進捗状況についての御答弁をさせていただきたいと思います。

これも特別委員会で御説明をいたしておりましたけれども、工程会議の報告を受けましたところ、今なお計画よりも1カ月半のおくれだということでございますが、議員さんも外から見ていただいたと思いますが、だんだんと躯体が立ち上がってまいりました。ここでなかなか時間を食っておりましたので、今後は内装工事等に入ってまいります。そこで業者のほうも何とかおくれを取り戻すという話をさせていただいておりますので、来年の27年4月1日の開校には間に合うように業者の方にも引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、新しい学校の維持管理費についての御質問をいただきました。これにつきましても、議員さんからたびたびお尋ねをいただいておりますけれども、新しい学校のその建物の設計内容に基づきまして、電気代でございますとか水道代でございますとかガス代でございますとか、そういう試算を実施設計の業者をお願いをしたところでございますが、実施設計業者が申しますには、現状で行うには推測でしかできないという話をいたしました。実際に、導入される機器等の機械がまだ入っておりません。これから機械が入っていきますが、そういう実際に導入される機器等が入りましたならば、この施工管理者としては大体の金額が明確になりますよという話でございました。そういうことで、施工管理者でございます設計業者と、それから設備のJV等々と協議を行い、改めて試算をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、新しい学校につきましては、既存の学校と比べますと、教育委員会の事務室が入りますし、給食センターが入りますし、4校が1つになるということで、それなりの電気、水、水道を使います職員、児童数、それから面積等々を考えますならば、既存の4校、それから

給食センター、5つの施設を合わせた経費よりも8割型ぐらいの経費になるのではなかろうかという、人数と面積から考えた割合でございますけれども。ただ、今度新しく既存の学校にないものが——教室に空調設備を入れますので、その空調設備の影響がどれぐらい出るのかということもございます。そういうことも含めまして、再度、さまざまな機械が入った後に改めて試算をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

試算ができないというのは、今、教育長が言われた4校ですか、そういった中で、8割を見た場合に、そしたら幾らかということですよ。空調もつけてありますよね、学校に。そうならば、どのくらいの電気かなというのを考えないと、普通、私たちでも店をするときに電気料が幾らと試算をして何でもするわけですよ。やはりこれだけ大きな規模の学校でもある程度の給食センターの今、使っている電気や光熱費あたりを試算して、ある程度は出さないと、できたあげくに、また計画をしなくちゃならないじゃないですか。やはり私はこういったところは事前に、今ある既存の学校のデータをとりながらでもやって、維持管理費にどれだけ要る。ましてや、教育委員会は予算を持たないところなんですから、建議をして、執行部のほうに、行政のほうにお願いする上でも、やはりそういったところまで計算をして提出するべきだと私は思っています。新しい学校ができて、予算がどのくらいかかるかとか、そういったところは今の既存のものを、何度も言うように試算をしながら概算を出すべきだと、そういうふうにはできるはずでしょうから、ぜひそういったところを予算委員会でも出させていただきたいと思います。

そこで、開校時の保護者にかかる負担額については、非常に今、小中一貫校ができる中でどのくらい金額が要るのかと、制服についてもいろいろと話をされました。この議会傍聴の中でも、制服の夏服、冬服とか、こういったところにかかるのか、その点について教育長にお伺いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校が開校いたしましたならば、子供たちが通学をいたします。その通学にかかります保護者の負担、それについての御質問でございました。

小中一貫校の運営等につきましては、議員御存じのとおり、各作業部会でさまざまな検討をしていただいております。御父兄の方にどのような負担をお願いすべきなのかということにつきましては、もうこの作業部会のほうで検討していただいておりますので、まだ具体的な金額が定まったものではございません。

現在、考えられます保護者の負担といたしましては、制服など、あとバッグとかがございますが、制服など。それから、PTA育友会費、校納金、給食費、自転車通学時の新しい自転車の購入やヘルメットの購入、それから部活動費というようなものが考えられます。

議員さんからは制服のことがお尋ねになりましたけれども、制服につきましては1年生から9年生まで全学年で導入するというふうに仮決定をいたしております。理由といたしましては、一貫校としての品格や風格、それから一貫校としての一体感を育むというのが目的でございます。

制服の費用につきまして検討いたしておりますが、現在、本町で中学生は制服を着用いたしておりますが、男子につきましては、冬服の上下で約30千円、夏服の上下で約9千円ということで、男子につきましては約39千円程度の制服の費用というふうになっております。女子につきましては、冬服の上下で25千円程度、夏服の上下で15千円程度ということで、約40千円程度という費用がかかっているところでございます。

作業部会で検討いたしておりますけれども、既存の制服の値段等も参考にしながら、検討いたしておりますし、これから具体的に詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

40千円近くは要るということですね。私もこのごろちょっとテレビを見たときに、ある一貫校で女性と男性のブレザーが一緒に、そしてお姉さんやお兄さんのジャケットをボタンをつけかえられて着れると、そういった学校がありましたね。それも1つの方法やなと思いつつながら、いいアイデアだなと思いました。

そこで、教育長のところでは予算的なもの、計画的なものがあると思いますが、助成的なものです。制服に対して助成をするものか、自転車に対してするものなのか、その助成的なものは何か考えてあるわけですか、教育長さん。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

助成についての御質問でございました。

今現在、作業部会で検討いたしておりますのは、自転車、それからヘルメットの購入につきまして、これは近隣の市町でもそういう助成制度がございますので、それについて今、議論をしているところでございます。

制服につきましては、これも特別委員会でいろいろ御議論がございましたけれども、制服につきまして、今、作業部会において、その制服の補助金について検討はいたしておりません。特別委員会でさまざまな議論がございました、制服についての助成はどうかということでごございましたけれども、それにつきましては教育委員会でお金はございませんので、町長部局との相談をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

今度は町長にお伺いしたいと思います。

教育長は近隣を考えて話を今されましたですね。本町としては、よその市町村と比べて、うちは不交付団体と。そういった財源的なものを考えていけば、父兄の軽減策については何らかの措置もいいんじゃないかなと思っています。ただ、隣接に合わせる必要は私はないと思っています。町長としてはどういったお考えをお持ちでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、教育長が答弁しましたように、自転車ですとか、そういった部分については補助をしたいという気持ちを持っておりますけれども、先ほどから話題になりました、今の制服とか

については、既に現在の中学生に関していえば、実際に自分でお買いになっている現状にございます。もちろん、我々がサービスできるのは、いかにその制服を安上がりにつくられるか、それから先ほどから議員が御指摘をいただいたように、同じブレザーにして、例えば、ボタンのつけかえができるとか、それを譲り渡しができるとかというような、非常にソフト面の部分もこれから配慮しながら、どういう形で助成ができるのかということは考えていきたいと思っております。

それと、よくよその方から言われるのは、ばってん玄海町はよかもんねと、中学3年生まで医療費は無料だそうですねということも言われますので、ですから、先ほど議員は御指摘をいただきましたけれども、確かによその町村とは違う面を持っておりますけれども、余りに格差があるという状況になるのは、多少やっぱり引っかかりがあるかなと。そこら辺もこれは教育委員会の中で一緒に議論をしていただいて、どの程度の助成をすればいいのかということも再検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

町長は今、医療費と言われましたけど、私もずっと調べたんですね。埼玉県だったと思いますが——今、資料がちょっと見当たりませんが、学校給食は幼稚園、保育園、小・中学校まで無料というところもいっぱいあるんですね。やはり上を見れば切りがないと思いますが、うちはそうされていますけれども、県内でもされているところはいっぱいあると思います。ただ、うちの場合は、不交付団体という特異な町に当たると思っていますので、私は特別なことはあってもいいと、そういうふうに思っております。そして、そういった感じで質問をしているわけです。鋭意、その辺は調整を、教育委員会、専門部会あたりと協議をされてやっていただきたいと、そういうふうに思っています。

4番目に、有徳小学校の運営にかかった総事業費についてということで、私も事務方と調べをしました。いろいろスクールバス等、私のほうからもう時間の都合で話をしますが、スクールバスと仮設校舎を含めた中では、約250,000千円近くかかっているということなんです。この有徳小学校の運営にかかった総事業費は、スクールバス等が152,000千円ですか、それと仮設校舎が98,000千円かな、250,000千円という形になると思いますが、この有徳小学校でやってきたことがすぐに小中一貫校になってきたわけですが、その点について、私と

すれば、有徳小学校をつくらなくて小中一貫校にいったほうがよかったんじゃないかなと、私は今は思っているんですが、その点についてはどのように教育長はお考えですか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

たしか平成19年度だったと思いますが、玄海町の教育を考える懇談会のほうから提言がなされまして、今、町が進めておりますこの学校の仕組みを提言されております。その中で、早急に対応すべきことは、牟形小学校と仮屋小学校の複式化を避けなければならないという文言がございます。ことしの有徳小学校の在校生の住所別の子供たちの数を見ますと、例えば、牟形小学校で見ますと、もう明らかに今年度、そのまま牟形小学校が存続しておりますならば、複式学級になっております。そのような複式学級は、町民の皆さんは決して望んでいらっしゃらなかったことというふうに私は理解しておりますので、有徳小学校を開校したことは、先ほどおっしゃいましたバスでございますとか仮設校舎の金額がございますが、それと比べましても、複式化を防ぐことができ、多くの子供たちの中で勉強、学習をしているこの状態はいいことであったというふうに私は考えております。

それから、今回、小中一貫校をつくりましても、この小中一貫校の開校に当たりまして、この3小学校の統合が1つのモデルになり、町民の皆様方のさまざまな通学に関する心配事も有徳小学校の事例を見ていただければ、安心をなさり、その心配は払拭されたのではなかろうかというふうに私は考えているところでございます。

統合すると、子供たちの関係が悪くなるんじゃないかという心配も平成21年度にはございましたけれども、無事、有徳小学校は運営をされております。そういう心配も今度の統合における心配を払拭するのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

ほかにも3小学校統合の効果があろうかと思えますけれども、思いつきますのは以上でございます。どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

教育長は意義があるような話ですね。町長も今回は総合計画をつくるに当たって、町民のアンケートもとられるでしょう。そういったところに教育長が考えているようなことを町民

がどういふふうに思っているのか、そういったところもアンケートの中であらわれるんじゃないかなと思っています。

最後に——もうあなたのところだけで終わりそうなんです、学力方針については、やはり小中一貫になるがゆえに、どういった方針を持ってあるのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校の建設にかかりまして、学力方針についての御質問をいただきました。

これもさきの一般質問で脇山議員さんにお答えした内容でございますけれども、学力、その土台となります、何と申しましょうか、人間力、そこにかかります指導理念といたしまして、一貫校の校訓は「新・究・律・愛」というものを示しております、これも説明をさせていただいたところでございます。

現代社会におきましては、技術革新のスピードが物すごく早うございます。世界もだんだんと狭くなり、人々の交流は年々進んでおります。そういう中で、玄海町の子供たちが成長し、そして働き、社会の人材とならないといけません。このような社会の変化に対応できるように、何事にも前向き、何事にも挑戦する、そういう気持ち、気概を持った子供さん、そして成長し、町民になってほしいというふうに思っております。

2点目は、考える人間になってほしいと思っております。合理的に考え、その考えた結果を外に出すというふうなことで——済みません、時間が少なくなりましたけれども。あと自分自身をコントロールできるような人間、そして自分も愛し、他人を愛し、郷土を愛する、そういう人間、そういうふうな子供たちを町民の皆さんと一緒に育てていきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

この小中一貫校には育友会の方々、私が思うのは、あるいは小学校の校名のときのいきさつや町民の意見、育友会の意見が反映されなかったということがあります。また、小中一貫

校では、値賀小学校、中学校、北部の区長さんたちの意向が届かなかったという経緯もあります。4,866,000千円もの投資をする中で、いい学校ができるにこしたことはありませんが、そういった経緯の中での学校の運営に当たって、いい学校をつくっていただきたいと、また災害にも強い、そういったことがないような措置も講じていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で中山敏夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。今回は、福井地方裁判所の判決についてと、それから、肥前斎場の今後の運営について、3つ目が、医療・介護総合法案の問題について、4つ目が、地元の町内農道の整備についてということで、4つの点についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、福井地方裁判所の判決についてであります。

これは、福井地方裁判所に県内外の住民189人が関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた訴訟で、5月21日、樋口裁判長は再稼働差し止めの判決を下しました。今回の判決で、原子力発電技術の危険性と被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったと述べております。福島原発事故の教訓が初めて生かされたものと思っております。

報道によりますと、最高裁は、福島原発事故後の2012年1月、原発訴訟をテーマに各地の裁判官を集めて開いた特別研究会で、国の手続の適否を中心とした従来の審議にとどまらず、安全性をより本格的に審査しようとの改革論が相次いでいたと述べています。

全国的に取り組んでいる原発反対の運動は、あの原発の悲惨な事故を二度と繰り返してはならないと、そういう思いで続いています。そして、この運動は、とどまるどころかますます広がりを見せています。このようなまともな運動が今回のような画期的な判決につながっ

たと思われます。さらに、判決文の中で、原発の稼働は、法的には電気を生み出す、その一つの手段であると。経済活動の自由に属し、憲法上は人格権の中核部分より劣位に置かれるべきと。自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われる事態を招く可能性があるのは、原発事故以外に想定しにくい。具体的危険性が万が一でもあれば、差しとめが認められるのは当然と述べています。私は原発問題を取り上げるとき、必ず経済より人命を優先に考えるべきことを訴えてきました。今回、地方裁判決の中でも、さらに、国富の喪失——国の富を失うということですね。国富の喪失ということで、具体的に述べられています。被告は原発稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、多数の人の生存そのものに関する権利と電気代の高い低いという問題を並べて論じるような議論に加わり、当否を判断すること自体、法的には許されない。原発停止で多額の貿易赤字が出るとしても、豊かな国土に国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り返せなくなるのが国富の喪失である。被告は原発再稼働がCO₂、いわゆる二酸化炭素排出削減に資すると主張するが、福島原発以降は我が国始まって以来最大の環境汚染であり、原発運転継続の根拠とすることは甚だ筋違いだと述べています。さらに、原発は本質的に危険だということ。原発技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは原発事故を通じて十分に明らかになった。原発から一旦発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことは、運転停止によって被害拡大の要因の多くが除去される他の技術と異なる、原発に内在する本質的な危険、つまり一般的な普通の災害とは違った原発による災害の深刻さを指摘しているところであります。

大体において、以上のような判決が下されたと思いますが、町長自身も判決文については目を通されていると思いますが、この件についてどのような評価をなされるかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員さんの質問にお答えしたいというふうにあります。

今どのような評価をなされているかというふうにお尋ねでございましたので、流れも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

大飯原発3、4号機は、東日本大震災後に全国の原子力発電所が停止する中で、平成24年

7月から25年9月まで唯一稼働をし、その後、定期検査のため運転を停止、現在、原子力規制委員会において、新規制基準に適合しているか、審査が続いておるところでございます。

平成26年5月21日、福井地方裁判所において、関西電力大飯原発3、4号機運転差し止め請求を認める判決が出ました。これはもう今、藤浦議員さんおっしゃったとおりでございます。地震の揺れの想定が楽観的であり、安全技術や設備は脆弱で、大飯原発の半径250キロメートル以内に住む人の人格権を侵害する具体的な危険があるというのが判決の骨子であったというふうに聞いております。

この判決に対して、関西電力は翌22日、名古屋高裁金沢支部に控訴をし、控訴審において大飯発電所3、4号機の安全性について主張したいというふうに説明をしております。

全国原発訴訟で住民側が勝訴いたしましたのは、高速増殖炉原型炉もんじゅの設置許可を無効とした平成15年1月の名古屋高裁金沢支部判決と、それから、北陸電力の志賀原発2号機の運転差し止めを命じた平成18年3月の金沢地裁判決に続き3例目でございますが、この2件については、いずれも上級審で住民側の敗訴が確定しておるところでございます。

大飯原発3、4号機をめぐることは、近畿の住民らが再稼働させないように求めた仮処分の申し立てで、大阪高裁が平成26年5月9日、原子力規制委員会の結論より前に裁判所が稼働を差しとめる判断を下すのは相当ではないなどとして却下してありまして、司法の判断が分かれているところでございます。

玄海原子力発電所につきましては、運転差し止めや操業差し止め等を求める訴訟が5件ございますけれども、現在、佐賀地裁で審理中でありまして、玄海原子力発電所の再稼働にどのように影響するか、現時点ではわかりかねます。

なお、このたびの司法の判断を評価することは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

また、玄海原子力発電所3、4号機につきましても新規制基準適合審査中でありまして、原子力規制委員会の審査状況を見守りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

確かにこれまでの原発問題を取り上げた裁判では、ほとんどやっぱり敗訴に終わっておる、これはもう事実です。ただ、今回違うのは、あの福島原発事故以後、さっきも言ったように、

2012年1月に最高裁が地方からの裁判官を集めて特別な研究会をした。その中では、今までのような規制委員会が出すいろんな基準に照らして判決を出していたと。がしかし、今回はそうじゃないと。やっぱりそれにとどまらず、本気で原発の安全を追求するという立場でもっと改革をしていかにやらんという論議がなされたということがこの新聞記事でも出されているわけなんですね。だから、私も確定的には言えません。そう希望が持てないとは思っていません。何か次の段階でもそれらしいものが出てくるんじゃないかなと、私勝手な期待はしております。がしかし、これは確定的じゃありません、これからですからね。

ただ、判決で言っているように、やっぱり何よりも人の人格権、命、こういうものが最優先されるべきであると。これを超えるものはほかにはないと、そういう判決の仕方が判決の中で述べられている。もうこういう点に改めて考えるときに、その点をどういうふうにかえられているのか。やっぱりそこまで私たちは深刻に考えていつも原発の再稼働反対に取り組んでいるわけなんですけれども、その点は推進される側、推進側の立場に立つ人たちの考え方というのはどういうものかなということを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんは憲法で保障されている人格権という表現をしていただきました。当然、先ほどの質問の中でも、経済優先だとかいう表現もしておられましたので、こういったことに言及されていることについてどういうふうにかえるかというお尋ねだと思っております。そういう意味でお答えをしたいと思います。

憲法で保障されている人格権、それから、もちろん原発災害の本質、それから、経済優先の再稼働など、広範にわたって言及をされているわけですが、この件についてどう判断されるのかということ、もう私の中でも少し繰り返し考えをさせていただいたところです。

大飯原子力発電所3、4号機の運転差し止め訴訟については、関西電力が控訴している案件でございます。まさに係争中であるため、福井地方裁判所の判決で言及されたことについて、現状では判断することはできないというふうにかえておるところでございます。ただ、5月21日に菅官房長官は記者会見において、原子力規制委員会が適合を認めた原発の再稼働を進めるという従来の政府方針について全く変わりませんというふうにかえられております。

また、原子力規制委員会の田中委員長は、大飯については、従来どおり我々の考え方で審

査をしていくことになる」と述べられておるところでございます。

本町としまして、従来どおり原子力規制委員会、国の判断を真摯に受けとめて、住民の代表である、当然ここにいらっしゃる町議会議員の皆さんの御意向をお伺いし、再稼働については判断をさせていただきたいという考え方には全く私としては変わっておりません。新規制基準は、福島第一原子力発電所の各種事故調査委員会から指摘をされた事故の教訓を全て反映がされて、さらに、IAEAやアメリカ、ヨーロッパの基準と照らし合わせて漏れがないことを確認してつくられ、その意味では、世界最高水準の基準であるとの認識をいたしております。

玄海原子力発電所3、4号機は、まさにその新規制基準適合審査中でございます。九州電力においては、新規制基準の求める世界最高の安全水準を達成すべく対応していただきたいと考えておるところでございます。これも強く今後もお願いをしていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町長の答弁の中では、今まで推進側が言われてきたことを述べられたただけであって、そこに科学的根拠がどれだけあるのかということなんです。最高水準の技術ということをおっしゃいましたが、現状を見ればわかるように、今、福島原発の状況はどうかと。いまだに原因究明をなされない。そして、いまだに汚染水がどんどん流れている、その解決すらまだめどが立っていない。そういう状況にある日本の原発技術が世界に最も優位な状況にあるのか、私はそれは疑問です。そういう状況が解決し切れないまま今日に至っているわけなんです。ですから、そういうときに万が一、国内でまたそういう原発が起こるという事態が可能性としてはあると思うんですが、その辺について絶対ないと町長も言えると思いますか、その点を確認したいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどの予算の話ではございませんけれども、予算は額が決まっておりますから絶対やります。ところが、今おっしゃっていただいたようなことに関しては、当然、福島の例を挙げ

ておっしゃっていただいたように、それこそ想定外という言葉は余り好きではありませんけれども、そういった想像を超えたことがこの地球上で起こる可能性というのはゼロではないというふうに思っております。ただ、悲しいかな、今の人間の科学の知識では現実には、これは物理学者の皆さんがおっしゃっていることです。ですから私がここで申し上げても構わないと思いますけれども、実際に物理学で解明されているものは、地球上、宇宙を含めてわずか10%にも満たない範囲でございます。それ以上のことは、実はどんなに詳しく科学者が勉強してもわからないという状況の中で我々は判断をしていくわけですから、一定の判断は、私どもは住民のために判断をさせていただく。そして、その住民の皆さんが一定の生活の安全保障を維持できる。現実には、歴史的に見ても、経済を全く無視して、人間が生命の安全保障をとれるわけがありません。そういった意味では、経済的にもしっかりとした基礎を維持しながら私ども人間は人間社会の中で生きていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひ藤浦議員さんにもその点についても御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げて答弁とします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

絶対に起きないとは電気事業者も言えないですね。だから危険だと。一回も起こっちゃいけない。そのことはどういうこと言われているかということ、今回の福島原発事故というのは、取り返しのつかない被害をもたらす、これが国富の損失だと言っている。人間がその地域で豊かに生活できる、それを根っから破壊してしまう、これが原発の特別な被害だと。普通の災害ではそういうことはあり得ないと、だから特別に取り組んでいくんだということを言っているわけなんですね。そして、大飯原発側が提訴する内容についても、科学的根拠がないと、はっきりいってそういうことをしっかりと述べているわね、科学性がないと。評価が楽観的過ぎると。そうであれば、初めから楽観過ぎるんであれば、それをどうやってクリアできるのか、そういう技術があるのか、今はそういう技術は見込めないと。地中の中については予測はできない、そういうことをしっかりと押さえた上でそういう判決を下している。その辺のところを安易に受けとめれば、一方的に日本の原発技術は世界で最高水準であるということを平気で言えるわけなんですよ。しかし、現に福島原発すらまだめどが立たない。それでどうして世界最高位の技術と言えるかということをお願いしたいわけなんです。そのこと

についての評価、それは町長自身も、どうかということをはっきり言えないわけでしょう。結局、自信がない、科学的根拠がない、で、何でそうなのかと。今度の最高裁が集めた裁判官の、特別なそういう訴訟についての研究会の中では、やっぱりこれまでの安全審査だけではだめだと。結局、規制委員会そのものがそういう立場で見られている。だから、今度はもっと踏み込んで安全問題を取り上げなければならない、追求しなければならない、その結果が今度の判決にあらわれているんだと私は思うんですけども、その辺はどういうふうに見ておられるのか、その点も確認したいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直申して、福井地方裁判所の判決については、先ほど答弁しましたように、コメントは差し控えたいというふうに思っております。と同時に、日本という国は、三権分立でしっかりと行政、司法、内閣で成り立っている国でありますから、その部分については、わきまえた範囲で、私ども、行動をさせていただかなければいけませんし、当然、先ほどから議論させていただいているとおりに、住民の皆さんというよりか、日本人がしっかりとしたその意識を持てるよう、精神性をもっと高めて、やはり安全についても、それから、人間の生命の維持についても、しっかりとした議論をしていくべき状況にあるということは私にもわかります。ただ、これは藤浦議員さんも、当然、物理学者ではいらっしゃるわけですから、物理的な部分については私どもわからない部分がたくさんございます。そうすると、どっか専門家の方の言葉を信用して、十分にその範疇の中で自分の判断をしていかざるを得ない状況に今現在はあるというふうに思います。私の中では、そういった意味では、住民の生活を優先に、それから、一つの生活の安定化を図ることを優先に私はエネルギー対策を考えていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、三権分立の問題まで出てきましたけれども、そうじゃなくて、現状をどう見るかということがまず大事なことはないでしょうか。福島原発が今どういう状況にあるのか。そして、判決で述べているのは、取り返しのつかないところまでいっているじゃないかと、こう

いうことは二度とやってはならないという現実に即して判決が下されていると私は思うんですね。だから、今まで規制委員会がいろいろ審査基準の中で取り組んできたことについても、ただそれだけではいけないと。だから、もっと安全について深く検討していく必要があると、そういう立場なんです。だから、町長の答弁を聞いていると、ああ、そのくらいの事故は大したことないよと。ま、何とかなると。政府が言うようにやっていけば後はうまくいくぞというふうに考えておられるように私には聞こえます。もっと厳しく住民の安全ということを口にする以上は、この現実をしっかりと押さえた上で言うべきなんです。住民の安全が果たして保障されているかということです。いまだに14万人の人たちが避難生活をしている。そして、除染作業も思うように進んでいない、そういう実態が目の前にある、そういう事実をしっかりと踏まえて今回の福島原発はそういう危険性をちゃんと証明したじゃないかということを経験で言っているわけなんです。そこは政治的な立場、あるいは司法の立場じゃなくして、人間として、この世に生存する一人の人間としてしっかりと見た判断をすべきじゃないかと、私はそう思うんです。そこら辺について、やっぱりそれでもそういう日本の技術というのは最高水準にあるというふうに言えますか、改めて聞きたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど私が答弁したのは、新規基準が世界最高の基準にあるということを申し上げたわけでごさいます、それは、IAEAやアメリカやフランスやヨーロッパや、それぞれ原子力発電所を維持している皆さん方の、要するに、英知を集めた部分より乗り越えた、ストレスをかけた基準を日本はつくったんだということを申し上げただけでごさいます、そういう意味で、これを乗り越えることで日本は最高安全技術を維持することにつながっていくんだというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただ、さっきも言っているように、現実をどう見るか。いまだに原因究明もできていない、終息の見通しもついていない。それだけの積み上げた技術があれば、やっぱりその原因究明ぐらいはやれるはずなんです。ところが、原発というのはそう簡単にはいかない。原子炉

近くにおいては、人が寄りつけないような非常に高濃度の放射能があると、だから近づけない、だから、原因究明もできない。それだけの技術があるならば、放射能を早く取り出して――取り出すというか、いろいろな方法があるでしょうけれども、そして、核燃料を取り外してというような段階で次々に仕事も進められると思うんですよね。しかし、それすらできない状態でしょうが。それが、世界で一番高い技術を持った日本の原発技術と言われると、どうも納得できないですね。もう3年目ですよ、3年過ぎたんですよ。それでもできない。放射能の危険の特殊性、一旦、放射能が出れば際限なく拡大していく、そして、それを閉じ込める技術はないというふうに言っているわけなんでしょう。であれば、万が一でも事故があつたらいけないわけなんですよ。万が一は、それはもうしょうがないというふうな意味のことを言われたんですけれども、万が一でもあつてはならない、大変なことなんです。その認識の違いですよ、あなたと私の立場は。私はそういう立場でいつも申し上げているんですね。ですから、再稼働については、今の技術では絶対にしてはならないと。そして、再生可能エネルギーと、一方ではあるわけなんですね。それをしないでも、そっちを開発すれば、原発に依存しなくてもできるわけなんですよ。そして、この3年間、電力不足で電気がとまったことはないです。確かに節約はしたでしょう、しかし、とまったことはない。そういう水準に今はあるわけなんですよ。ですから、もっと一方のほうに、安全なほうに切りかえていくということを主張すべきじゃないですか。その辺はどうですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども言わせていただいたんですが、だから、最高安全技術に向かって日本は進んでいるわけでごさいます、そのところは見解の違いという表現をしては非常に藤浦議員さんに申しわけございませんけれども、そういった平行線をたどった議論になるのではないかなというふうに私としては思っています。現に一生懸命、日本の政府も、それから、電力会社も努力はしているわけでごさいます。その努力に一定の成果を見せていただけるように、我々はそれを見守っていくという部分はあるというふうに思います。

それから、世界的に見ても、チェルノブイリにしても、スリーマイルにしても、あれを教訓にしっかりと安全基準をつくられたというふうに聞いておりますので、それをあわせ持った今回は新規制基準になるのではないかと、なっているというふうに私どもは考えてお

りますので、それに向かって最高安全技術をつくっていただくよう、今後も政府、電力会社等々に努力を続けていただきたいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

やっぱり技術を積み上げられてきた、積み上げられてきて、その技術はいまだに国内の原発の事故を終息させ切れないということなんですよ。そこら辺はもっと、俺はこういう立場だから頑として譲らんということじゃなくして、素直にその状況を見れば、現状を見ればわかるはずなんですよ。あなたの立場としてはそれが限界だろうと思いますけれども、玄海町長としては限界もしょうがないですよ。いろんな考え方があると思うんですけども、やっぱり一番いつも頭においておかなければならないのは、やっぱり人格権、憲法で保障された生存の権利ですよ。ここんところは絶対手放しちゃいけない問題ですよ。そこをしっかりと裁判では指摘しているわけなんですよ。ですから、その点を捉えた上で再稼働は判断すべきだと、してはならないと私は言いたいです。そういうところに来ていると私は思います。原発問題についてはこれ以上話してもなかなか町長の態度は変わりそうにありませんし、しかし、このことは将来、町民の運命にかかわってくる問題だということを一言申し上げておきたいと思います。

では、次に、肥前斎場の今後の運営についてということなんですよ。

地元旧肥前町住民の中からも、今、唐津市において斎場の整理統合の動きが出ているとのことで、旧肥前町の住民の中からも斎場移転廃止に関心が高まっており、地元周辺の中からも、肥前斎場を何としても存続してほしいと、そういう要請が私のところにも来ました。

6月10日の佐賀新聞によりますと、そのことが報じられていますし、玄海町でも一段と関心が高まってくるものと思われます。町としてどのような方針で臨まれるのか、いずれ迫られる問題であります。

この肥前斎場は、もともと旧肥前町と玄海町で共同事業として始められたものです。これまで、人生終末を迎え、亡くなられた方々を丁寧に弔い、そして、いろいろな面で便宜を施し、地域住民に喜ばれてきました。この肥前斎場も、唐津市の財政事情で2018年に廃止の予定と言われていています。斎場は絶対必要であり、ぜひ残す方向で進めていただきたいと思いますが、町長として、その辺をどういうふうに考えておられるのか、伺いたいです。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

肥前斎場の件について御答弁申し上げたいと思います。

まず、肥前斎場については、昭和62年度に、総事業費約340,000千円で建設がされて、そのうち玄海町が147,000千円を負担いたしております。昭和63年4月に、当時の肥前町・玄海町共同斎場として利用を開始して26年を経過しております。

初めに、唐津市での協議の状況について少し説明をさせていただきたいと思います。

唐津市においては、斎場の管理運営について、合併10年目をめどに方向性を出したいとのことで、火葬場を管理する、本庁、支所で平成23年12月から4回の係長級会議を終えて、その後、平成24年10月から25年10月までの3回の課長級会議で火葬場のあり方検討会が開催をされて、その提案をもとに、副市長、企画財政部長、市民部長、財政課長、生活環境対策課長から成る政策調整会議において、唐津市としての一応の方向性が出されております。

まず、火葬場のあり方検討会においては、離島の高島、神集島は廃止する。火葬場使用料のうち市外居住者分は相応の料金に引き上げる、5カ所の大平山斎苑、浜玉斎場さくら苑、相知厳木斎場、そして肥前斎場、それから、呼子町霊葬場については、政策調整会議で結論を得ると。

なお、離島の高島火葬場、神集島火葬場については、平成24年当初から地元の駐在員さんには打診をして、平成25年8月に、もう内々で廃止についての了解は得ているということでございました。

さらに、政策調整会議においては、火葬場、葬祭場ともに、基本的には建てかえ、大規模改修は行わず、現施設を有効利用して順次廃止を進める。5施設のうち、呼子霊葬場、肥前斎場については、竣工後26年を経過しているので、おおむね平成30年ごろをめどに廃止する方針で事務を進めていくこととするという、以上のことが政策調整会議での決定事項であるということを知っています。

また、政策調整会議での決定事項については、平成25年12月、唐津市議会市民厚生委員会へ火葬場を順次廃止する方向性を唐津市として打ち出したことを伝えているということでございました。本町としては、斎場の整理統合の具体的な唐津市の動きを知ったのは、ことし、ついこの間の5月29日、唐津市、本町と各支所及び玄海町が参加をして開催をされました火

葬場の統廃合に係る会議において、初めて説明を受けたところでございます。

次に、玄海町として、肥前斎場について、どう議員さん受けとめているのかということでございますので、唐津市としましては、肥前斎場は供用開始26年を経過しようとしておるので、平成30年めどに肥前斎場を廃止するというような方針を出したということでございますが、合併前の肥前町と玄海町の共同斎場として供用開始をしたという経緯からも、今後、協議をしていくということではございますけれども、肥前斎場が廃止になるということは、町民の斎場に対するサービスの低下につながりますので、存続に向け、唐津市と十分に協議を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

肥前斎場を独立して玄海町で運営するとなれば、大体どれくらいの維持費が想定されるのでしょうか、その辺の見積もりわかるのでしょうか、できれば教えていただきたい。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確実に確定したような数字を計算したわけではございません。管理運営費はどうかということで試算をしたものはございます。これは、負担割合として、平成17年度より平等割を5%、人口割を45%、利用率割を50%にして、平成26年度の肥前斎場の管理運営費の約11,500千円で換算をいたしております。ですから、肥前町と分けると、その50%ということになるかというふうに思います。

ちなみに、26年度の肥前斎場に関する我が玄海町の負担金は4,872,266円で契約をしておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

肥前町の方が私のにきに来られたというのはどういうことかわかりませんが、やっぱり玄海町もそういうふうな立場に立ってもらいたいということだろうと思うんです。肥前町にも3名の実際の市議の現職の方がいらっしゃるわけで、そこら辺に初めに持っていくべきじ

やないかと思うんですけれども。それだけ肥前町は肥前町でやるということだろうと思うんですね。やっぱり肥前町の議員さんもそれを黙って見ておられるということじゃないと思うもんですから、地元のあるやつがなくなるということになると真剣に取り組んでもらえると思いますし、そういうところとの連携をちゃんと持ちながら、やっぱり玄海町もそれなりの力を注いでいただきたいと。大体、今の唐津市の維持費が5つの斎場で150,000千円ぐらい新聞に出ておりましたよね。それを5つで割っても30,000千円ぐらいだなと。玄海町が「あすぴあ」に93,000千円以上の金を出している、そういう立場からすると、やっぱり住民のためになるわけですから、これこそ、だから、やっぱりそういう立場で維持をしていくということで貫いていただきたいと思いますけれども、ひとつその辺の町長の決意のほどを伺っておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁しましたけれども、私どもも、これはもうサービスの低下につながるというふうに考えておりますので、しっかりと唐津市さんと協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

斎場の問題については、そういうことでひとつ今後何らかの形で継続していただくということで頑張っていたきたいと思います。

次に、医療・介護総合法案というものが今、出ていますけれども、そのことについて伺いたいと思います。

今国会において、医療・介護総合法案が衆議院を通過し、参議院において審議中ですが、この法案は、介護保険のサービス利用料を1割から2割に引き上げることと、要支援や要介護1、2などのサービス料にかかわるものです。ところが、この法案審議の中で、厚生労働省が提出した資料が虚偽——全く根拠のないものを出してきたということですね。虚偽であったことが明らかになり、2割負担の根拠が崩れて法案撤回を迫られる状況にあります。

今回、厚労省が出してきた医療・介護総合法案とはどういうものなのか。現行法のもとで

は、介護保険は2000年にスタートをしています。現介護保険法では、介護状態となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとしています。

では、今後、医療・介護総合法案が通ればどのように変わるのか、気になるところであります。

まず第1は、予防給付の見直し、市町村への丸投げによる要援護者の訪問介護、通所介護、例えばデイサービスなどの削減——これをなくすわけね。

2つ目は、特養機能の重点化、入所対象者を要介護3以上に限定し、要介護1、2を事実上排除すると。

3つ目は、一定以上の所得者の利用者負担の見直し、所得の線引きによる定率1割負担、いわゆる9割9分の切り崩しを狙っているということですね。

4つ目、補足補給の見直し、資産要件などの追加による施設からの低所得者の締め出し、この4つの切り捨てが強行されようとしていると言われています。このような法律の改正で地方自治体もやっていけなくなるとして、全国210の自治体が反対、もしくは見直しの意見書を出しているということだそうです。玄海町としても、何らかの行動を起こすべきではないかというふうに思うんですけども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、介護保険関係のお尋ねでございましたのでお答えをしたいと思います。

議員から御指摘がございました、地域医療・介護総合確保推進法案でございますけれども、この法案は、医療法と介護保険法の改正案をセットにして議論されたものでございますので、藤浦議員の質問の趣旨から、介護保険法に関するところ限定してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回の改正につきましては、平成12年に介護保険制度が創設をされて以来、大きな改正として新聞等でも大きく報道されておりますが、まず、主な改正点について説明をしておきたいというふうに思います。もちろん藤浦議員の今の御説明と重複する部分については、御承をいただきたいというふうに思います。

1点目が、要支援1、2の方を対象とする訪問介護と通所介護のサービスが介護予防給付

の対象から市町村が行う地域支援事業へ移行されるということでございます。これにより、サービスの内容や利用料金などを各市町村が柔軟に決定することができて、また、ボランティアやNPO、民間企業などの地域資源を効果的に活用することで、地域の実情に応じた取り組みが可能になるという意見がある一方で、現在まで全国一律であった介護サービスが市町村事業に移ることで、市町村間においてサービス内容に大きな格差が出るおそれというのが懸念されておるところでございます。

それから、2点目が、特別養護老人ホームの新規入所を原則要介護3以上の方に限定されるということでございます。これによって、現行制度で入所が可能であった要介護1、それから、2の方が対象から外れることとなりますが、例外として、要介護1、2の方であっても、さまざまな事情で特別養護老人ホーム以外での生活が難しいと思われる場合においては、市町村の適切な関与のもとで入所判定委員会の審議を経て、特例的に入所が可能になるということでございます。

それから、3点目が、低所得者の保険料軽減割合が拡大されることでございます。内容につきましては、市町村民税、非課税世帯を対象に、年金収入に応じて保険料の負担軽減を図るものというふうにされております。

それから、4点目が、一定以上の所得がある利用者については、介護サービス利用料を1割自己負担から2割負担へ引き上げられるものでございます。

なお、2割負担とする所得水準については、合計所得金額1,600千円以上ということになっております。

最後に、施設利用者で低所得者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産などが追加されるものでございます。これは、資産を多く有しているにもかかわらず保険給付が行われていることに不公平感があるとの観点から、預貯金等が単身10,000千円を超える場合や夫婦で20,000千円を超える場合においては、補足給付は行わないということになってございます。

以上が制度改正の主なものでございますが、今回の改正では、自治体として考えなくてはならないことは2点であるというふうに思っております。

1点目が、訪問介護と通所介護のサービスが介護予防給付の対象から市町村が行う地域支援事業へ移行される要支援1、2の方についてでございます。

本年4月末現在、町内に34名おられて、介護認定者総数230名のうちの約14.8%を占めて

おります。これらの方が地域支援事業に移行されても十分なサービスが受けられるよう、本年度実施する第6期介護保険事業計画の策定におきまして見直しを行って、今回の制度改正の内容を念頭に置きながら、地域の実情に応じたサービスの内容や利用者負担、ボランティアの活用など、高齢者対策事業運営協議会等において総合的な協議を十分に行ってまいりたいと考えております。

それから、2点目ですけれども、これが、特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上の方に限定されることに関してでございますが、現在、入所されている方については制限の対象とはなっておりません。特別な事情、例えば認知症があり、常時適切な見守りや介護が必要と認められる場合や、知的障害があり、地域での安定した生活を続けることが困難と認められる場合などは、要介護1、2の方であっても特例的に入所ができる制度となっております。御承知のとおり、特別養護老人ホームの入所決定については、申し込み順ではなくて、入所判定委員会において介護が必要な程度及び家族などの状況を勘案して、介護サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先して入所させる仕組みとなっております。

今回の改正においても、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により入所の必要があると判定されれば利用できますので、さほど影響はないというふうに考えております。

ただし、特例的な入所判定に当たっては、公正かつ適正でなければなりませんので、今後新たな入所判定基準を定める必要があるというふうに考えております。

なお、制度改正により、介護予防事業から市町村事業へと移ることによって財政負担は多くなると予想されますが、高齢者の負担増やサービスの低下とならないように十分に配慮を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

この介護保険制度というのは、要支援から始まって要介護に移っていくわけなんですね。要支援の段階で、これはもうおかしいぞと、やっぱりそういう特別なサービスを受ける必要があるということで入っているわけなんですね。要介護3前に、いわゆる1、2ですね、この人たちも、やっぱりもっと症状としてはひどくなってきているわけなんですね。これを切り捨てるということは、より重症化を進めることになりませんか、まともな介護サービス

が受けられなくなる。そして、しかも、今回の法案では、給付が打ち切られていく。じゃ、一体そこをどうやって埋めるのか。ボランティアなどでそういう介護サービスは任せるといふふうなことも書いてあるわけなんですけれども、私のほうの資料で言うてあるのは、ボランティアでは専門的なことはできないと、はっきりいって。そうなってくると、まともな介護にはならない。ちゃんとした受け皿で市町村でもやっていくという話ですけれども、市町村においても基準が、そういう運営基準が一つ一つ明確じゃない。だから、市町村はこれから独自の判断でやるようになる、全国统一した形ではなり得ない、市町村のやり方によって異なってくるということになるわけでしょう。だから、その辺をどの辺までカバーしていいのか。しかも、全国的には52万人という方たちがその対象になるというんですよ。そして、入所判定で待機者というのが51万人もいらっしゃる。ですから、相当な人たちを今からどうやってそういう方向に持っていくのか。やっぱり財政的な面も絡んできますし、そういう点からこういうこともなされていると思うんですけれども、しかし、一方では、どう扱われようが、その年代に達すれば保険料は払っていくわけなんです、徴収するわけなんです。保険料は払っても、そういう障害を持ちながらまともな施設に入れない、こういう問題も起こるわけなんです。大変な時代が今進んでいるということなんです。

それから、急性期にある患者さんたちを締め出すような病床の削減、これもやられるわけなんです。そういう削減をして、そして、まともな医療が保障できるのかということですよ。高齢者はまだどんどんふえてくる。団塊の世代が、何年ごろと言われたですかね、二十何年って言われたですよ。そういうときが来たときに、果たして今ある病床だけで賄えるのかという時代が必ず来るということですね。そういう事態を想定して、やっぱり町は町として、国がそういう形になれば、一定の条件を満たすような体制をとってもらわなきゃいかん。同時に、国に対して、やっぱり物申していくことも大事なんです、これでやっていけない。国の予算の組み方などを見ていくと、消費税で5兆円ぐらい入ったと。その中でわずか0.5兆円ですよ、5,000億円ぐらいしか正式には充てられていない。といっても、そうは思われなくてもいいかもしれません。例えば、ほかの分については、法人税とか所得税とか、そういうふうなところの税金が今充てられてずっと来たわけなんです。それは取っ払って別のほうに持って行って消費税をそこに充てたから全部消費税を充てたというふうになっているんですけども、そういうやり方では社会福祉の充実にはならないということなんです。そこら辺はしっかり見ていきながら国にもしっかり物を言っていたらいいと思うんです。

れども、それをまた伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんから、要介護の前、例えば要支援についても言及をしていただきましたので、その地域で支援をしている事業についても少し説明をさせていただきたいと思います。

玄海町では、要支援状態になるおそれがある虚弱な高齢者を対象に、いつまでも元気で在宅で生活を続けていただきたく特定高齢者を対象に通所型介護予防教室というものをやらせていただいております。また、一般高齢者を対象に、ホームヘルパー派遣、それから、介護用品の支給、配食サービス等を、介護予防を目的としたサービスとして行っておるところでございます。

今回の介護保険法の改正によりまして、要支援1、2の方を対象に、訪問介護と通所介護のサービスが地域支援事業へ移行される場合におきましても、こうした地域におけるサービス提供の体制を図っている中で、町内の医療、福祉等の関係機関と情報を共有して、より一層の整備を行ってその作業をこれからもさらに進めていきたいというふうに思っております。

それから、厚生労働省を含めて、政府には、今おっしゃっていただいたようなこと、同じことではないかもしれませんが、地域に配慮した、やはり高齢者対応策、それから、社会福祉策については、私どももどんどん要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

自立自助とよく言われるですよね。結局、自分のことは自分でして、そして、その身の回りの人たちがちゃんとサポートして自立できるようにしていくということなんでしょうけれども、やっぱり一旦、認知症が進んでいくというと、そう簡単に自立自助というのはいかないんじゃないかと。それはもうずっと昔からわかっていたはずですね。それを介護保険制度というものをつくって社会全体で支えましょうということで始まったわけなんですよ。ところが、今になって次々に逆戻りをしているような形ですね。悪い方向にやっていく、そういう点が許せない。国の財政をよく言われるんですけども、今の国の財政を見ていたらとんでもないですよ。272兆円、そして、最近なってまたかなり内部留保が報道されていまして

ね。そういう金がありながら、そっちに減税をして大変なお金をそこに注ぎ込む、こういう社会保障の関係に、現実こういう厳しい状況にあるわけですから、そういうふうにお金の使い方を回していけば、もっと豊かになるはずなんですね。その辺がどうも私としては納得できない。本当に金がなくてやるのは、それはしょうがない。しかし、そうではないと、私はそういう面を見たり聞いたりしておりますし、これは世の中のあり方として許せないと思うんですね。確かに厳しい一面もありますよ。しかし、それは、一旦そういう制度をつくれれば、それを全く真逆の方向に持っていこうとする、その意図が許せない。今度の参議院で審議されている中で大変な事態になっているんですけども、2割引き上げの根拠が全くでたらめな資料だったと、何回聞いてもまともな答弁ができない、とうとう審議ストップして、ごめんなさいと。そして、600千円あればちゃんと負担能力はありますよということが、根拠がぱっと崩れてしまったわけですね。それはない、むしろ逆に三十何万円の赤字になるわけなんです。これでどうして負担できるかということが大問題になって、今審議がそこでストップしていると思うんですけども、どういう結論が出てくるかですね。そういうことは許されない、本当に国民の立場に立っていないということを、今の政治の姿というのは私は証明していると思うんですよ。ですから、この点については特に、地域住民のことはやっぱり町長の責任でしっかりサポートしていただきたいということを申し上げておきたいと思っています。

次に、町内の農道整備についてですけども、このことについては委員会などでも取り上げてきましたが、一定の条件に合わないと取り上げてもらえないということがいつの間にかでき上がっており、その条件に満たさないと、同じ町民でありながら農道をつくることはできないと。強いて言えば、差別行政の典型ではないかと言いたくなるようなことがあるわけですね。

農道整備は、やっぱり農林業経営の基盤をなすものなんですね。農林業の活性化を図る上において欠かせない条件ではないでしょうか。今日の農林業衰退は極度に進んでいます。このようなときに、あらゆる分野であらゆる手だてを尽くして農林業の経営環境を整えるべく力を注ぐべきじゃないかと思うんですけども、いろいろできない、私が要求する中でも拒否されたのは、やっぱり一定条件に満たない、農道の幅員とか、そこにかかわる受益者が何名以上とか、そういうことで行き詰まっているわけなんですね。しかし、これは本当に町民の立場に立てば、そうすることがいいことか悪いことかというのははっきり判断できると思

うんです。もし、その条件に合わない人は、生涯そういう恩恵にあずかることはできない。しかし、税金はいつも出しているんだと、そういう不満があるわけなんですね。私がこうやって一人で言っているようなんですけれども、いろんな地域から、最近また農道を何とかしてくれという、そういう話が出てくるわけなんですよ。ですから、前のように、特に電源三法でやっていたときの農道は、確かにしっかりしたものができておりました。ただ、そういう高規格のものではなくても一般にちょっと通るような道路でも、舗装することによって物すごく変わるわけなんですね。ですから、そういうレベルの農道整備もできるんじゃないかと、そこら辺は柔軟に対応できないかどうかということを町長に伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

農道の整備についてお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

まず、これまでの農道整備事業について、少しまたこれも説明をさせていただきたいと思っております。

町営事業としましては、昭和58年度から開始をしまして、平成25年度末現在までで、整備路線数が413路線、延長は13万4,774メートルになります。

事業費としましては、41億8,738万2千円を投じてまいりました。

現在の状況としましては、平成18年度末に各地区からの農道整備要望を取りまとめて、各農道について、その整備要件であります受益者3名以上、営農受益地5ヘクタール以上、計画幅員4メートル以上に照らし、なおかつ緊急性、必要性についても、地元関係者とともに現地調査を行って、整備要件に合致した路線について整備を進めて、残りが1路線ということになっております。この路線につきましても、平成24年度から事業を始めて、今年度完成予定で事業を進めているところでございます。

それから、藤浦議員御指摘をいただいた、規制によって生活活動、そういったものに支障があるんじゃないかと、もっと柔軟に対応すべきではないかということでございますので、当然、整備要件に合致するような路線につきましても、町営事業として整備を図っていきたいと考えております。しかしながら、整備要件を満足しない路線についての対応としましては、以前から御答弁申し上げておりますが、まちづくり課では、整備のための原材料の支給ができますし、産業振興課においても、農地・水保全管理支払交付金事業がございまして、こ

の事業は、本年度より、多面的機能支払交付金事業に名称が変わりましたが、同様の制度でございますので、ぜひこれらを有効に利用していただいて整備を図っていただきたいと考えておるところでございます。

また、農道につきましては、関係者の道路でもありますし、自分たちで愛着を持って管理をしていただくという形が理想ではないかなというふうに考えております。その点につきましても、どうぞ御理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

道路に愛着を持ってやってもらいたいということなんですけれども、みずから農作業をするに当たって道路が通れないと、いや応なく自分でやらなきゃならないわけなんです。だから、あなたが言われる以上に愛着はあるわけなんです。だから、そういう言葉ではごまかせないですね。現実、今でもここは整備したいというところがあってもなかなか受け入れてもらえない。さっき、農と水の問題の関係ですね。これはもともとどういふことで政府から出てきたんでしょうか。そのそもその理由ですね。どういふ方針でこれが出てきたのかわからないんです。私に言わせれば、これはもううんと以前にあった、農家が非常にいろんな災害で苦しんだときですね。救農事業というのがありましたよね。そういうときに町道などもみんな一日稼ぎで出ていったものなんです。それに等しいんじゃないかと。部落に大体どれくらいの枠の予算が可能なの。大体、要求すれば、部落でいろんな、そういう農道も含めて計画して要求すれば、それに満つる予算をちゃんと充ててもらえるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんからおっしゃっていただいた農地・水保全管理支払交付金事業ですけれども、これは、大変申しわけないですけれども、本年から名称が変わりまして、多面的機能支払交付金事業というふうになっております。ですから、中身は余り変わっておりませんので今おっしゃっていただいたとおりにかなと思いますけれども、これも一定の一つの要件は必要でございます。こういった事業に関していえば、やはり一定の要件というものにならな

ないとなかなか出しづらいという面もございます。

それから、先ほどから議員さんおっしゃっていただいているように、そういった面で、例えば原材料の支給をさせていただいたり、それから、それ以外にさらに大きなものになれば、農道整備としての要件に合致するものであれば、町のしっかりとした農道として整備をしていくという考え方は持っておりますけれども、現時点ではそういったものを使っていただいて、先ほど、そんな立派な高規格道路のようなものは要らないというふうにおっしゃっていただいたので、そういう意味で、本来の農道の形のものが必要である場合についても、やはりそういった事業補助金、助成金を使う場合については、必ず要件がついてくるということについては、もうこれは御理解をいただくしかないというふうに思っております。ただ、要件の内容についての問題は、私どもまだ現実になどなのかという問題がありますので、協議をする可能性というものは残しているというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

さっきも言われたように、それも一定条件が整わなければできないということですね。町単独というのは、町の一般財源でできる、財調などを利用した、昔はそういうことをやっていたわけなんですよ。だから、それにはそういう規制なんかは特別にない。やっぱりこれはいけんぞと、現場を見て、これはこうしたがいいぞと、そういう指示はあったと思うんですよ。しかし、昔は、私たちがやるときには、それなりに無条件に近い状態で道路舗装はしておりましたよね。そういうふうな形でやるべきじゃないかと、そこを柔軟にしてくださいということなんですよ。国の補助なんかを使えば必ずそういうのはつきものなんですよ。しかし、それでは末端が行き届かない。だから、要件に合わない人は一生かかってもできない、じっと見逃すよりほかはないわけなんですよ。だから、一つは、やっぱり一定の基準をつくるならつくって、それが大体において誰にでも適応できるというような形の基準ですよ。でないと、もう貧乏くじはいつまでも貧乏くじということなんですよ。それじゃいけないと思うんです、前はそれでやっていたわけなんですから。

それから、もう1つ別な角度なんですけれども、玄海町内で、やっぱり建設業者が、もう級外、あるいはC級というところはほとんどなくなったですね、やめられたですよ。やっぱりそういうところにそういう事業を回していくということが一つの救済措置でもあったら

うと思うんですね。そういうものができないようになって、だんだん仕事も減ってやれなくなっていくと。やっぱりここんところも一つは考えておく必要があると思うんですよね。それはある人からも聞きました、業者の方から。おどまっちゃうもんもらえんもんというふうなことも聞きましたし。だから、町全体をどうやって活性化していくのかという観点をいつも持っていただきたい。どこに欠陥があるのか、どこにみんなが困っているところがあるのかというところを、やっぱり現状をしっかりと見てもらうということなんですね。中山敏夫議員のほうからも総合計画のほうで言われましたけれども、まずは現状認識から出発する、現実を知ると、そこからですよ。空論で、頭の中で考えた計画というのは、住民の利益とはなかなか結びつかないというのが現実だと思います。そういう点をしっかりと捉えていただきたいと思います。8分ほど残りましたけれども、そういうことで、ぜひ柔軟に取り組んでくださいということを申し上げておきたいと思います。誰か担当課長が自分の恣意的な判断で決めるというのは間違いだと思います。誰にもやっぱり平等に行き渡るという立場でやるべきだと思います。そういうことをぜひお願いしておきます。

以上です。

きょうは、原発問題を初め、原発問題というのはやっぱり福井地裁の判決をどう受けとめるかという問題、さらに、斎場の問題、また、住民の生活にかかわる医療・介護総合法案についての問題、それから農道の問題、こういうことを4点にわたっていろいろ伺いました。ただ、本当にこれで住民が納得する方向に向かうかというのは今後の問題だと思いますし、こうした論議を通じて幾らかでもそういうものが前進すればいいなと思いながら質問をいたしました。特に原発問題というのは人の生命にかかわる問題でもありますし、やっぱり一線は譲れないということはしっかり肝に銘じて、いつもここに立つようにしております。

これからもこういうことを次々にお訴えしていきたいと思いますので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。

午後0時4分 散会